

食品に係る行商廃業等届 審査基準

【事務の根拠等】

食品製造業等取締条例（以下「条例」という。）第九条第一項

行商人、弁当等人力販売業者、製造業者等又は卵選別包装業者が廃業したときは、その日から十日以内に知事に届け出なければならない。

条例第九条第三項

行商人は、第一項の届出をするときは、鑑札及び記章を返納しなければならない。

【届書様式】

食品製造業等取締条例施行規則（以下「規則」という。）第十条

条例第九条第一項の届出は、行商人、弁当等人力販売業者及び製造業者等にあつては別記第十二号様式、卵選別包装業者にあつては別記第十二号様式の二による届書による。

参考条項

条例第三条第1項

行商人になろうとする者は、次に掲げる事項を知事に届け出て、鑑札及び記章の交付を受けなければならない。

- 一 行商の種類
- 二 住所、氏名及び生年月日(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
- 三 主たる食品の仕入先の住所及び氏名(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

規則第四条

条例第三条第一項の鑑札及び記章は、別記第五号様式及び別記第六号様式とする。

別記第12号様式(第10条関係)

年 月 日

殿

住所
届出者
氏名

法人の場合は、その名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名

廃 業 届

下記のとおり廃業したので、食品製造業等取締条例第9条第1項の規定により届け出ます。

記

営業所の所在地		
営業所の名称等		
廃業年月日	年 月 日	
営業許可の番号及び年月日		営業の種類
1	第 号 年 月 日	
2	第 号 年 月 日	
3	第 号 年 月 日	
4	第 号 年 月 日	
5	第 号 年 月 日	
備考		

(日本産業規格A列4番)

別記第五号様式(第四条関係)

<p style="text-align: center;">(3cm)</p> <div style="border: 1px solid black; width: 80px; height: 50px; margin: 0 auto; text-align: center; line-height: 50px;">写 真</div> <p style="text-align: right;">(3cm)</p> <p>年月日撮影住所氏名</p> <p>行商の種類 主たる食品の仕入先</p> <p>住所氏名</p> <p>交付年月日</p>	<p style="text-align: right;">第 号</p> <p style="text-align: center;">(有効期限)</p> <p style="text-align: center;">行 商 鑑 札</p> <p style="text-align: center;">東京都 保健所</p> <p style="text-align: center;">年十二月三十一日</p>
---	---

6cm

9cm

(表)
鑑
札

記 事	記 事

(裏)

別記第六号様式(第四条関係)

